

8 監査第 54 号
令和 8 年 8 月 4 日

安曇野市長 中山 栄樹 様

安曇野市監査委員 内 川 博 文
安曇野市監査委員 野 本 博 之
安曇野市監査委員 遠 藤 武 文

令和 7 年度 安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項及び同法施行令第 5 条第 2 項並びに第 3 項の規定に基づき審査に付された、令和 7 年度安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算及びその附属書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度 安曇野市・松本市山林組合会計
歳入歳出決算 審査意見書

安曇野市監査委員

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	決算の概要	2
第 6	収支の状況	2
第 7	財産に関する調書	3
第 8	むすび	4

令和 7 年度 安曇野市・松本市山林組合会計 歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度 安曇野市・松本市山林組合会計 歳入歳出決算

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日)

安曇野市・松本市山林組合は、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散しました。このことに伴い、令和 7 年度（以下「当年度」という。）安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算については、地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項及び同法施行令第 5 条第 2 項並びに第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す必要があることから、安曇野市監査委員が決算審査を行ったものです。

第 2 審査の期間

令和 8 年 6 月 16 日から 8 月 4 日まで

第 3 審査の方法

当年度安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算書及びその附属書類が、地方自治法及びその他関係法令等に準拠して作成されているかを確認し計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合する等通常実施すべき審査手続き及び必要と認めるその他の審査手続きにより実施しました。

第 4 審査の結果

審査に付された安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数等は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認められました。

第5 決算の概要

(1) 歳入歳出決算額

(単位：円)

区分	令和7年度(A)	令和6年度(B)	比較(A-B)
歳入総額	10,286,307	11,002,484	△716,177
歳出総額	10,108,379	8,552,993	1,555,386
差引額	177,928	2,449,491	△2,271,563

当年度当初予算額 970 万円に対して、63 万円の増額補正を行い、予算現額は 1,033 万円となっています。

歳入総額 10,286,307 円（前年度比 93.5%、予算現額に対する割合 99.6%）

歳出総額 10,108,379 円（前年度比 118.2%、予算現額に対する割合 97.9%）

歳入から歳出を差し引いた残高 177,928 円は、令和8年4月1日に事務継承団体である安曇野市に引き継がれています。

第6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円/%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	前年度 収入済額	増減額	増減率
繰入金	0	0	0	0	0	—
財産収入	7,752,000	7,701,053	7,701,053	8,835,376	△1,134,323	87.2
繰越金	2,449,000	2,449,491	2,449,491	2,163,767	285,724	113.2
諸収入	129,000	135,763	135,763	3,341	132,422	4063.5
合計	10,330,000	10,286,307	10,286,307	11,002,484	△716,177	93.5

収入済額は 10,286,307 円で、前年度に比べ 716,177 円減少しています。予算現額に対する収入率は 99.6%、調定額に対する収入率は 100%でした。

収入済額のうち、財産収入は 7,701,053 円で、前年度に比べ 1,134,323 円減少しています。繰越金は 2,449,491 円で、前年度に比べ 285,724 円増加しています。諸収入は 135,763 円で、前年度に比べ 132,422 円増加しています。

(2) 歳出

(単位：円/%)

区分	予算現額	支出済額	不用額	前年度 支出済額	増減額	増減率
議会費	847,000	846,200	800	472,378	373,822	179.1
総務費	6,988,000	6,783,801	204,199	5,970,760	813,041	113.6
林業費	2,495,000	2,478,378	16,622	2,109,855	368,523	117.5
公債費	0	0	0	0	0	—
予備費	0	0	0	0	0	—
合計	10,330,000	10,108,379	221,621	8,552,993	1,555,386	118.2

支出済額は 10,108,379 円で、予算現額に対する執行率は 97.9%でした。支出済額のうち、議会費は 846,200 円で、前年度に比べ 373,822 円増加しています。総務費は 6,783,801 円で、前年度に比べ 813,041 円増加しています。林業費は 2,478,378 円で、前年度に比べ 368,523 円増加しています。不用額は 221,621 円で主なものは総務費 204,199 円です。

第7 財産に関する調書

区 分	令和 6 年度末現在高	令和 7 年度中増減	令和 7 年度末現在高
山林 (217 筆)	2,931,588.6 m ²	0	2,931,588.6 m ²
用材 (アカマツ外)	179.94ha	0	179.94ha
物品 (軽自動車外)	1 台 外	0	1 台 外
現金	56,851,797 円	△56,851,797 円	0 円
出資金	597,000 円	△597,000 円	0 円

当年度中の財産の取得及び処分等に伴う異動状況は上記のとおりで、山林、用材及び物品の当年度末現在で保有する財産については「安曇野市・松本市山林組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」に基づき、安曇野市に引き継がれました。

また、現金に属する財産については、「安曇野市・松本市山林組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」に基づき、安曇野市 69%、松本市 31%に配分されました。

なお、出資金については、「安曇野市・松本市山林組合の解散に伴う松本広域森林組合出資金に関する協議書」に基づき、出資金の権利を安曇野市へ全部譲渡し、組合規約第 12 条に規定する松本市の配分割合 31%に応じた金額 18 万 5,070 円を支払いました。

第8 むすび

「安曇野市・松本市山林組合」は、昭和 57 年 2 月に前身である「豊科町外 1 市 1 町山林組合」が旧豊科町、松本市、旧明科町の構成市町により発足し、現在の安曇野市内で約 293 ヘクタールの山林を所有し、マツタケ用の山林貸し付けを主要な収入源としていました。

以後、平成 17 年 10 月の 5 町村合併に伴う安曇野市の誕生により、旧豊科町及び旧明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退後、合併の日に安曇野市として加入と同時に、名称を「安曇野市・松本市山林組合」に変更して事業を継承し、現在に至っています。

近年、松枯れの影響等によりマツタケ発生量の減少、山林収入の低下や維持管理費の負担増などで、同組合は事業の継続が困難と判断したことにより、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散となりました。解散後山林については、安曇野市・松本市山林組合解散に伴う財産処分に関する協定書により、安曇野市の市有林として帰属することになりました。

今後は、森林の公益的価値を活かした管理・活用を進め、貴重な地域資源として次世代へ継承されることを期待します。